

第1号様式（第6条関係）

藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業事前登録申請書

年 月 日

藤沢市長

事前登録申請者

住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

メー ル

アドレス

児童生徒

との関係

次のとおり、補助金の交付申請に先立ち、補助対象者情報の事前登録を行いたく、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱第6条第1項に基づき、対象となる児童生徒の情報について、本人確認書類の写しを添えて、事前登録申請を行います。

また、事前登録申請に当たっては、「3 同意事項」の内容に、同意いたします。

※本人確認書類：運転免許証・マイナンバーカード（表面のみ）等

1 補助対象となる児童生徒について

(1) 児童生徒の氏名	(ふりがな)
(2) 児童生徒の住所 ※事前登録申請者と同じ場合は、「同上」と記載	〒
(3) 児童生徒の生年月日	年 月 日
(4) 児童生徒の在籍する学校・学年 ※私立の小・中学校に在籍している場合は、「所在地」 及び「電話番号」も記載	学校名（ ）第 学年 所在地 電話番号

※児童生徒が複数いる場合は、別途申請してください。

2 補助対象となる児童生徒が通所しているフリースクール等

(1) 通所しているフリースクール等	名称 所在地 電話番号
(2) フリースクール等通所開始時期 ※予定でも構いません	年 月

※通所しているフリースクール等が複数ある場合は、別途申請書を提出してください。

3 同意事項（すべての項目の□に、×を入力してください）

- (1) 補助金の目的を確認し同意する。

この補助金は、フリースクール等に通う不登校児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減することにより、当該児童生徒それぞれの状況に応じた居場所・学びの場の確保につなげることを目的としています。市、市教育委員会、在籍する学校、フリースクール等が、相互に情報共有し、連携しながら、当該児童生徒やその保護者等に必要な支援を行います。

- (2) 申請者は小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）に在籍する不登校児童生徒の保護者等である。

- (3) 対象となる児童生徒は藤沢市内に住所がある。

- (4) 対象となる児童生徒が藤沢市内の公立学校に在籍する場合は、その状況確認を目的として、学齢簿（藤沢市教育委員会が編成する児童生徒の帳簿）情報について、市が調査することに同意する。私立学校に在籍する場合は、当該在籍する学校に対して、市が調査を行うことに同意する。

- (5) 必要に応じて、在籍する学校や市、市教育委員会、県の相談機関に対して、対象となる児童生徒の情報を提供し、連携することに同意する。

- (6) 対象となる児童生徒の様子や本補助金の申請に係る情報等について、在籍する学校や市、市教育委員会、利用しているフリースクール等が情報共有することに同意する。

- (7) 申請者は市税について滞納がなく、申請者本人の藤沢市の住民票情報や藤沢市税の賦課や納税の情報について、市が調査することに同意する。

※申請者が、市外在住の場合は、当該住所の属する市町村の税の滞納がないことの証明書を添付し、その証明を行います。

- (8) 申請者は暴力団員等又は暴力団経営支配法人等と密接な関係を有する者ではない。

- (9) 補助金の適用がされるフリースクール等の条件を確認し同意する。

この補助金の交付を受けるには、利用している施設が、補助金適用施設として市が登録しているフリースクール等であることが条件となります。なお、利用施設が現時点で未登録であっても、事前登録申請を行うことが可能ですが、市が定める期限までに施設が登録されなかった場合は、補助金の交付はできません。

※施設の登録条件や登録状況については、市ホームページで確認するか、利用施設に
問合せください。

- (10) 補助対象経費を確認し同意する。

補助対象経費は、補助金適用施設として市が登録しているフリースクール等に月ごとに支払った利用料（入学費、施設整備費、交通費及び教材費等の類ではないもの）及びそれに付随する活動・体験学習に掛かる費用とする。なお、月に1回も通所しなかった月の利用料は除外する。

また、障がい児通所支援に係る費用、本補助金以外の補助を受けている費用、消費税等は補助対象経費に含まれないものとする。

- (11) 補助上限額や補助金額を確認し同意する。

不登校児童生徒1人当たりの補助金額は1月毎に1万円を上限とする。なお、1月毎の補助額に100円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。

以 上